東由利村報

No.156　1970・8・1

発行　秋田県東由利村役場　印刷　KK本間印刷所

毎月1日発行（1部8円）昭和42年7月21日第三種郵便物認可

世帯と人口

世帯数	1,587世帯
人口	7,316人
男	3,618人
女	3,698人

前月に比し世帯は4の増
人口は9の減

財政

一般会計	319,438千円
特別会計	85,758千円
内訳 国保	83,600千円
内訳 黒診	792千円
内訳 簡水	980千円
内訳 玉財	368千円

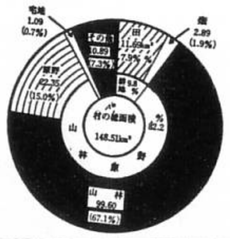

夏を楽しく車も人も

川汚染で水泳禁止

「夏を楽しく車も人も」このスローガンのもと、八月一日から十日まで、全県いっせいに夏の交通安全運動が展開される。

とくに今回の重点目標は①子どもと老人を事故から守ることである。そのため歩行者は、子どものとび出しと直前横断をみんなで監視する。横断しようとする子どもや老人に手をかす。「あぶない」と思われる子どもと老人には声をかける。

一方、運転者は、子どもと老人は赤信号と思い細心の注意を、心に誓おう。また、酒のみ運転と過労運転の追放めざして、家庭、運転者は、正しい自覚をもつ必要がある。

開放的な楽しい夏は、悲しい事故の季節でもある。ことに学校は夏休み。子どもの居場所は、いつでもわかるような生活指導があるべきである。

今回、本荘保健所では、村内の川のよごれぐあいを照合・新田・大琴の三個所から取水して検査をした。その結果、大腸菌やらほかの細菌がウヨウヨしており「水泳には不適当」との判定をした。本村教育委員会では、あらためて指示するまでの間、川での水泳は禁じている。

進む、老方バイパス工事

交通渋滞解消に期待

老方バイパスの路盤工事がいま大沼建設の手で進められている。

これは道路輸送の流れをスムーズにし、また曲折の多い住宅密集地帯をさけることで安全の増進をねらっている。

ことしは起点、西ノ浜から終点、両前寺橋にいたる延長九二八㍍間の路盤工事であり、来年には歩道の設備がある舗装道路が完成する。

なお、同バイパス車道の幅員は六㍍、両側に七五㌢ずつの歩道が、ブロックで仕切られる。工事費は、土地収用費をふくめて五千万円である。

【写真】村道台山線との接点ふきんから両前寺橋の終点方向を望む。地域の交通渋滞解消に期待が…。

軽自動車税

身障家庭は免除

入会林を私権に

議会六月

第四回定例村議会は六月三十日役場に招集、専決処分の報告二件と議案十件を原案どおり可決した。

▼専決処分に同意を求める件①四十五年度の村一般会計補正予算（第一号）五十三万九千円を追加して、総額を三億八百八十九万六千円とした。これは二年次目の林業構造改善事業推進のための単価補正である。②村税条例の一部改正。地方税法の改正にともない、村税条例中、村民税では障害者や老年者への非課税となる対象額がひろげられた。法人税割の税率調整。固定資産税では土地の評価がえにともなって、税負担が急激に高まらないよう措置した。軽自動車税では、一八歳未満の身体障害者をかかえる世帯が所有する場合にも、税額を減免することができると措置した

▼国保税条例の一部改正。四十五年度議決予算に対応する賦課方法を改正。

▼大内町が町制施行のため、本荘由利地区の、衛生処理・伝染病隔離病舎・養護老人ホーム・救急業務など各組合規約の字句を訂正。

▼財産の無償譲渡。入り会い林野等の権利関係近代化の法律に基づき、林業構造改善事業の一環として、一八筆一一七㌶を一三グループに無償譲渡した。

▼役場の課設置条例を一部改正。消防事務を住民課に配するとともに、経済課を産業建設課に名称を変えた。

▼議会議員の報酬条例の一部改正。郡内一低かった報酬額を、郡内の下限標準に達させた。

議長二〇、〇〇〇円を
副議長一八、〇〇〇円を二一、〇〇〇円に
議員一七、〇〇〇円に一九、〇〇〇円に
一八、〇〇〇円に

▼四十五年度村一般会計の補正予算（第二号）。一千五十四万円を追加して総額を三億千九百四十三万円とした。

主な使途は▽庁用防火書庫二基で二十八万円▽登記所新築工事費に追加三十五万円▽全村の土地図面作成費百三十万円▽老人医療費補助十三万二千円▽空中農薬散布補助十万五千円▽家畜導入事業負担四十九万六千円▽県肉用牛価格安定基金に出資二十五万円▽村道、下吹線と跡見坂線の改良工事四百五十一万円▽太田向橋改良補助二十五万円▽軽井沢線桃台のコンクリート擁壁工事九十七万円。

村民体育大会プログラム

8月29日台山で

本村教育委員会・本村公民館が主催する「第三回村民体育大会」は、八月二十九日台山グランドで開かれる（雨天のときは翌三十日）。

プログラムは▼村民体操▼家庭バレーボール＝①分館から二チームが出場する八人制（うち女子四人以上）。②分館から一チーム出場の夫婦四組による八人制③分館から一チーム出場の六人制四一歳以上対抗（うち女子二人以上）。▼ソフトボール＝分館から一チーム出場、昭和生まれ五人、大正生まれ四人で編成。▼陸上①＝①分館から各三人出場の一般男女一〇〇㍍競争（スパイク使用禁）②一、五〇〇㍍競争、出場人員に制限なし。▼陸上②リレー＝①一チーム四人編成の職場対抗四〇〇㍍リレー（男女、スパイク使用禁）。②分館から一チーム出場の男子壮年四〇〇㍍リレー（一チーム四人三〇歳以上）。③分館から一チーム出場の女子四〇〇㍍リレー（四人のうち三〇歳未満二人、三〇歳以上二人）④分館から一チーム出場の男子八〇〇㍍リレー▼武道会による演武。▼六〇歳以上のオープン参加によるボーリング▼女子による集団演技、民舞とダンス。

これらのうち、分館から一～二チームという出場制限がある競技は、各分館が予選を行なって、八月九日正午まで公民館事務局に申込むこととなり、十日の監督会議で組合わせ抽せんが行なわれる。

国勢調査クイズ

国勢調査は、大正九年以来五年ごとに行なわれており、今回は十一回目にあたる。

この調査では全世帯が調査対象となり、その結果は、産業・教育・社会福祉など、あらゆる施策の基本になるものである。

そこで国勢調査への関心を高めるために、つぎにより懸賞募集を行ないます。

問題　四五年十月一日に行なわれる国勢調査による、東由利村の男女別の人口は？

宛先　差出人の住所氏名を明記し役場総務課あて、官製はがきのこと。

賞品　調査結果公表後に、正解者へ記念品をさしあげます。

共進会にぎわう

出陳不振をばん回

本村の第一五回畜産共進会は七月一日、台山馬検場に村内の飼育農家がつめかけて開かれた。ことしは昨年の出陳不振をばん回して、ジャージー乳牛一六頭、ホルスタイン乳牛一四頭、肉用牛二四頭の計五四頭が出陳され賑わった

受賞飼育者はつぎのとおり

▽肉用和牛＝（12～20か月）一等賞一席　山崎　工藤武雄　同二席　葎沢　佐藤好男。（20か月以上）一等賞　葎沢　佐藤喜市。

▽ジャージー乳牛＝（12～20か月）一等賞一席　黒淵　八島俊雄。同二席　五海保　荘野高。（月令不問）一等賞　下通　佐藤治三郎。

▽ホルスタイン乳牛＝（12～20か月）一等賞　上里　小野勝蔵。（月令不問）一等賞、蔵新田　伊藤庄一郎。

【写真】上から一等賞　受賞の、工藤武雄　佐藤喜市　八島俊雄　佐藤治三郎　小野勝蔵　伊藤庄一郎の各氏と出陳牛。

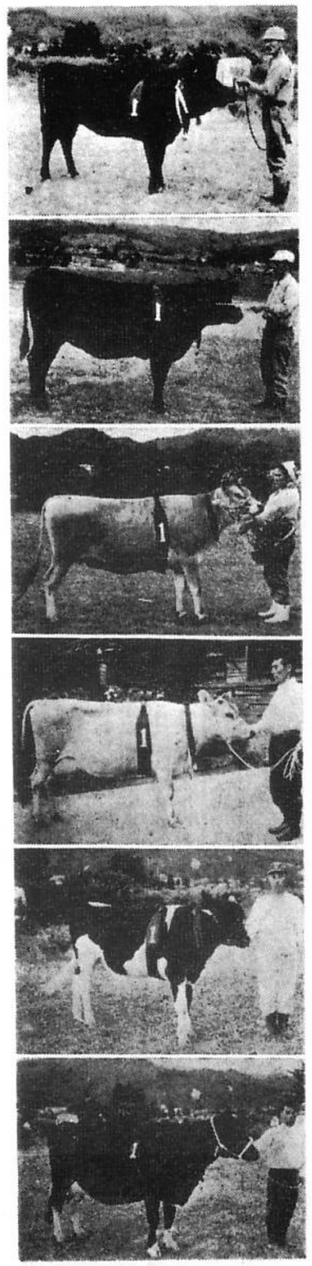

栗苗木をあっせん

20日まで現金そえて

本村の栗生産組合（事務所は森林組合内）では、西明寺栗苗木のあっせんをしている。価格は一本百二十円（組合員外は百三十円）であり、現金をそえて申込みしてほしいといっている。申込み期限は八月二十日まで。

この西明寺栗は、本県の奨励品種であり、二〇㌳単位の団地植栽には補助金がつけられる。

品種の選定は、原野等への植栽には西明寺一号を主品種にし、同二号を授粉樹として二〇㌳混植するのがよい。また比較的、肥沃な地には二号を主品種、一号を授粉樹に二〇㌳混植する。また植栽数量は一〇㌳に四〇本を基準にするとよい。

初たなを簡素に

本村婦人会・農協婦人部では、農家が置かれている経済事情を検討。その結果、お盆の初たな参拝は①霊前には百円ていど。②参拝時の接待はお茶にする。などを申合わせ協力を期待している。

▽役場人事△

村では、これまでの一五係を九係に統合、それぞれに係長を配して、執務の責任体制を強化するとともに、高度化複雑化する役場の仕事を適確、能率的に処理できる仕くみにした。

【係　長】

総務課総務係長　佐藤文十郎

同、企画財政係長菊地　貞雄
税務課賦課係長（課長兼務）
小野丹左衛門
同、徴収係長　遠藤　正
住民課住民厚生係長
森川　昭児
同、保険衛生係長遠藤忠二郎
産業建設課産業係長
畑山　良一
同、林業係長　嶽石　文男
同、建設係長　八島耕二郎
教育委員会総務係長
小松　久男

【異　動】

住民課住民厚生係戸籍住民登録担当　高橋　義勝
同、国民年金担当小松　宣

【新規任用】

産業建設課林業係安倍　秋雄
同、建築係　小松　建
教育委員会総務係に出向
佐藤　順一

縫製企業が進出

従業員百人こす規模

坂爪工業KK（本社、埼玉県羽生市、坂爪清助社長）では本村に企業進出をきめ、村道台山線と建設中の老方バイパス交差点附近の、老方字四つ眼に、九月操業めざして秋田工場建設を急いでいる。

進出企業は作業ズボンなどを作る縫製会社であり、村内からの募集人員は百六十人とのことである。

なお、工場敷地は三、九一九平方㍍（一、一八五坪）建物は鉄骨づくり三三〇平方㍍の規模であり、地元責任者は木内勇規氏である。

郵便物はやくなる

七月十七日から、郵便物の村内配達が、これまでと比べ一日早くなっている。

これは一日二便の赤い郵便車の着時間が、これまでよりも早くなったためで、従来、朝に到着分を午後から局所在地域に配達、残り分は翌日配達していたものが、その日のうちに村内一円に配達されることとなり、また午後から到着した二便は、これまで、その全部が翌日配達されていたが局所在地には午後から配達されている。

このことには、村内からの要望もあって、村では昨年五月以降、関係方面へ働きかけをしていたところであった。

今月の行事

1日・全県いっせいに夏の交通安全運動
3日・新成人講座　老方小学校で9時から
・生活保護費支給、役場で
4日・5日まで中学生の夏の集い、住吉小学校で
5日・移動保健所巡回診療10時から高屋地区で
・11日まで食中毒予防週間
7日・民生委員会議役場で
15日・成人式10時から役場で
16日・村社会人野球2日間
18日・国民年金委員会議
20日・移動県庁の予定
21日・戦死病没者慰霊祭、老方泉秀寺
24日・NHK巡回無料健康相談室を開設、法内小学校で9時から16時

たばこ は 村内で

昭和42年7月21日第3種郵便物認可

東由利村報

昭和45年8月1日　第156号

レポート

秋大の過疎と教育に同行

「〝過疎と教育〟その実態を調べ明らかにして、調査結果をどうするのですか。」本荘高校下郷分校生の質問をうけて、秋田大学教育学部教育学研究室の藤原良毅教授は「①過疎現象の進みぐあいを、新聞やテレビではなく、実際に見て、正確につかみたい。②そしてその現象が、どんな問題点をかかえているかを考え、ことに、そういう中で行なわれている教育に、どんな影響が生じているかを調べたい。③また解決の方法として、どんな仕かたがあるかを考えたい。しかしわれわれは研究をする分野の人間であり、行政能力はないので、研究の結果を提案して、行政の参考資料にしてもらいたいと考えている。」【調査班と下郷分校生代表との村を語る会から】

若い芽の意識に重点

調査集成は十月めざす

東北教育学会共同研究の一環として、秋田大学教育学研究室では、六月一日の第一次現地調査に引き続いて、七月十四日から三日間、第二次現地調査に藤原・戸田・山口の三教官と学生九人からなる調査班が来村、永慶保育園で村の幼児教育の実態。東由利中学校下郷校舎では全生徒からアンケート調査、生徒代表との村を語る会をもった。夜は蔵新田児童館に地域住民と会合、子どもの教育を語る会をもった。

また二日目には老方小学校祝沢分校を訪れて、小規模分校の実態を調査。本荘高校下郷分校では全生徒からアンケート、全校ホームルームで話合い、生徒代表との村を語る会、教師との村の青年と教育を語る会をもった。

三日目には宿舎の末広屋旅館で、二次調査のまとめの時間をもったが、それによると九月にはさらに少数の調査班を本村に派遣して、小学校教育をもっと堀りさげたいとしている。

なお、集成結果の概要がまとまるのは、十月下旬に目標をおくとのことである。

第二次現地調査のスケジュールに組まれている中学生、高校生との〝村を語る会〟では、現状をとらえているのか。

また、地域住民との〝子どもの教育を語る会〟では、現に就学児童をもつ親たちの意識はどうなのか、など関心はつきなかった。

出かせぎ、父はどこへ

相談ほしいと中学生

中学校下郷校舎で行なわれた生徒代表と調査班との〝村を語る会〟では、クラスから男女各一人ずつの計二〇人が出席。司会は秋大二年の伊藤敏夫君、アシスタントは、十四日だから一四番目の座席の人ということで、中学二年の小野たま子さん。

――いまいわれている過疎現象が、村に広がっているか、または進むと思うかとの問いに中学生たちは、米価が下がり農業以外にないので、もっと広がる。例えば大潟村や身近かな都市へ離村のかたちで――米作農業以外に生活を支える何かがなかろうかには、進出してくる会社企業に待つ不足分を村内企業への就業で補いたい。山を牧野にし、畜産で補うとよいと思うが弟が長男だから、私が村に住むかはわからない。

――出かせぎで補うような農業をどう思うか。に対しては しかたがない冬だけの工場が ほしいと約半数が答えた。▽所得をあげるためのプラスはある反面、家族に精神的なマイナスがでる。事例としては・柱が一本ぬけた感じで生活が淋しい。・父は以前から出かせぎをしており、いまは母も行っている。帰って来ると毎日が楽しいのだが、いないと勉強にも力が入らず、満たされなさを遊びでまぎらわせてしまう。・冬どんなことが起るかと不安。▽感銘をうけたのは、しかたがないでは進歩しないから、祖先が山や野をきり開いて田畑を作ったような、開拓精神を養いたいという発言があったことである。

――アンケートの中で、どこに出かせぎに行き何をしているのかわからない。と答えた生徒が案外に多かったが、家庭での語らいがあったか。に対し、語らいがあったと答えたのはごく少数であり、中学生ともなれば、家庭内での責任の自覚もあるので、家庭の中に話合えるような場をつくったほうがよいと、反省していた。

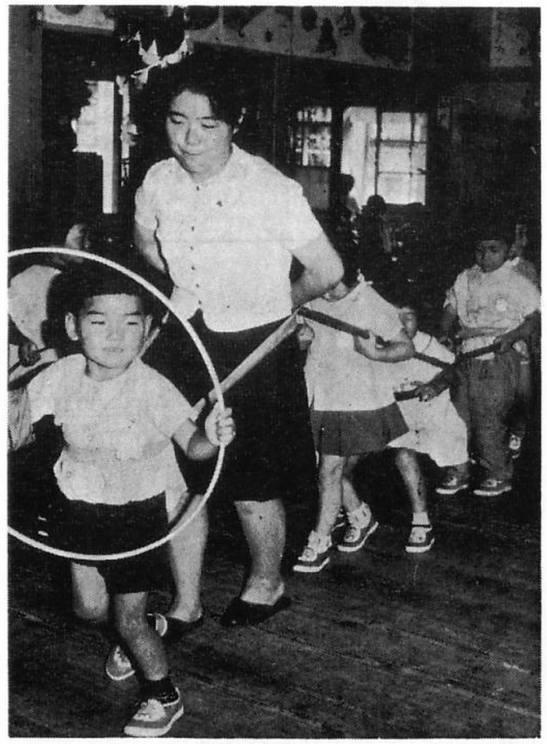

幼児の心を知るには、まず彼らの遊びの輪にとけこまねばならない（永慶保育園で）

児童館、楽しい場にしてやらっか

夜、地域住民とも会合

蔵新田児童館には、地域住民四十数人が出席して、秋大調査班と〝子どもの教育を語る会〟が開かれた。

住民B・C　辺地の子どもという言葉の中には、子どもを無意識のうちに卑屈にしてしまう要素がある。われわれの村は辺地ではないとは思うし少なくも中学校は、教育的に辺地ではない。

秋大教官T　きょうの中学生の活発な発言をみても、確かに辺地の子どもという感じはしなかった。しかし他の地域の水準と当地との違いは、変化のテンポの違いはあると思う。

住民D　過疎が教育に影響する場合を考える――。ソフトボールさえできない人数の学級を解消するには、統合しかない。住民それぞれが自分中心の有利な統合を考えようとしないで、全村を見渡して検討するなら、道はひらけると思うが。

教官H　中学生の話を聞いて、父兄が出かせぎの留守中自分の時間を、どのように過ごすかを、家庭教育の中で、例えば子ども会の働きで見出せないだろうか。

住民A　まず子どもが楽しく過ごせる場がいる。錠をかけないで自由に出入りできるようにする。立派な敷物をしくな。扉の一、二枚こわされても自由に開放しなければ、本来の児童館の意味は生きてこない。口では子どもの自主性にといいながら、世話人の考えどおりに従う子どもを期待し過ぎるなど、親のアドバイスの仕方にも問題があるように感じる。

住民B　子ども会、親子会など同ようの働きの機関はあるが、提携して働く意志に欠けているし、頭が複数でも体軀は一つという矛盾をかかえている。

まず農業の体質が

高校生と語る会

秋大〝過疎と教育〟調査班と本荘高校下郷分校生代表一八人との「村を語る会」は、秋大二年の斎藤満子さんが司会して行なわれた。

そして、まず、家庭内で出かせぎがある場合、就労先やどんな仕事をしているかを承知か。農業を受け継ごうという人はどれほどか。なぜ出かせぎがあると思うか。昨年来の農政転換を機会に、将来の方向を変えた人がいるか。挙家離村をする人を見て、どう感じているか。後継ぎの人で不満はないか、などにつき高校生からつぎのような反応が示された▽村の平均耕地は約一・一㌶であり、文化生活のためには出かせぎも止むをえない。▽必ずしも文化生活でなくても自己の内面に幸せがあれば、出かせぎはいらない（私の家庭での考え方）。▽出かせぎは経済面から生みだしておりほんとうは、家族の心のふれ合いを大切にしなければ、また他人がするから漫然となどに考えをめぐらす余ゆうがないのだ。▽米価すえ置きには驚かなかった。私のところの農業は、単年生果実や野さいを主にしており、将来の可能性についても信じている。

――対策と課題は、

▽これからの農業は、各農家が小規模耕作のうえに機械化しても意味はない。土地を投資し合って、あるていどの規模にした企業農家の方法をとれば将来はあると思う。▽ある女性徒は、農家に嫁に行こうとは考えていない。それは共同作業をやっても、自我のみを主張してゆずらないのでイザコザが絶えない。そういう人間関係にはとても…というのだ。▽これからも農業を続けて行きたいという意見もかなりあった。ただしその場合、いまのように農業が否定的な立場に立たされても、反論できるような意識があること。農作物にはすべて補償がいること。副業をとり入れた計画経営であること、などであった。

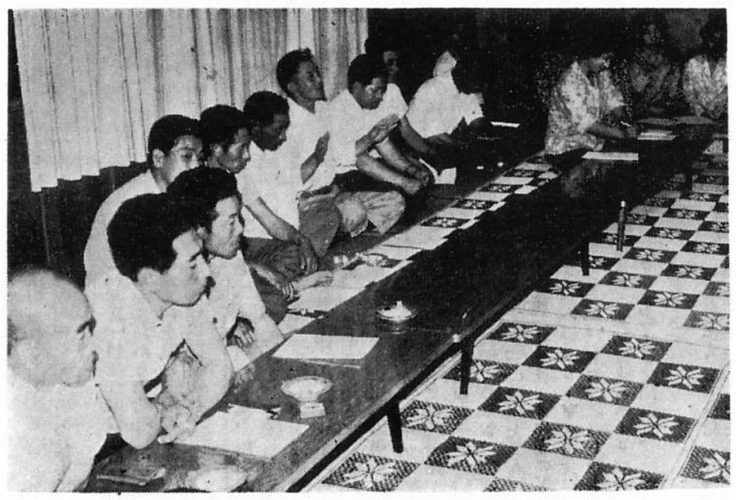

写真上、地域住民との話合い

改正された農地法【下】

賃貸借の解約制限を緩和

いまの制度では、小作地を返してもらうときは、知事の許可が必要であった。そしてその場合知事は法できめられた理由に沿ったときだけしか、許可することができなかった。いわば農地改革による耕作権を安定させるためであった。

こんどの改正では、書面による地主と小作の合意解約で、その小作地を引き渡す六ヵ月以内に成立したもの、また十年以上の期間を定めた定期賃貸借の期間が終了したもの、については知事の許可なしに、解約することができることとなった。

小作地の所有制限を緩和

現行法では、不在地主は一切認められていない。これは農地改革の精神を持続するための措置だった。

改正では、離農者が在村していたとき十年以上所有していた農地は、親子二代の期間だけ不在地主として認められることとなった。

この場合の小作地面積は現行法による在村小作地制限面積一㌶と同ようである

小作料の統制を廃止して標準小作料をきめる

いまの小作料は、農地の等級ごとに公定小作料がきめられているが、こんどの改正で、これが全部廃止された。

これにかわって、各農業委員会がその地域の実情に応じて標準小作料を定め、これを基準にして小作料を支払うこととなった。ただし不当に高い小作料に対しては、適正な水準にするよう、農業委員会が勧告できることになっている。

農業委員会による仲介制度

農業委員会法によって、農業委員会が紛争の調停などをやっているが、現行農地法にはこれの規定がない。農業委員会の業務範囲として認められているだけである。これが農地法改正によって、農業委員会による紛争の仲介が明確に制度化された。

農地保有合理化法人の新設

経営規模の拡大や農地の集団化を行なう事業体として、農地保有合理化法人を新設することとなった。

これまでは、農業委員会法によって、農業委員会が農地の権利の移動あっせんができるときめられていたが、こんどの改正によって農業経営の規模拡大と集団化、つまり農地を効率的に利用するためのあっせん事業を、新設する合理化法人にやらせようということになった。

農協による請負耕作が公認

これまで農協による請負耕作は、私生児のようにまわりを気にしながらやっていたが、こんどの改正で、農協だけが請負耕作を公認されることになった。この場合、普通の賃貸借ではなく、使用収益権の設定ということになるため、賃貸借の解約、標準小作料などの制限は適用除外になっている。

【おわり】

農地が流動しやすく

自転車盗難防止

ねらい登録は七日

本村防犯組合と警察官派出所では、自転車の盗難を防止するために、七月七日村内九カ所で、つぎのとおり防犯登録を行なうこととなった。

対象車は、子ども車もふくめた自動車のすべてであり、所有者の住所・氏名・年令を承知して、最寄りの登録場所へ、自転車をもってくるように。なお登録手数料は一台につき百円。

法内地区8時～12時まで　学校前
宿地区　8時～12時まで　学校前
杉森地区8時～12時まで　阿部竹雄宅前
老方地区12時30分～16時まで　学校前
蔵地区　12時30分～16時まで　学校前
田代地区8時～12時まで　学校前
館合地区8時～12時まで　学校前
袖山地区12時30分～16時まで　学校前
久保地区12時30分～16時まで　山崎児童館前

川をきれいに

国税・県税・村税・納期一覧表

区分	税目＼月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
国税	申告所得税				1期				2期				3期
県税	個人事業税					1期			2期				
	自動車税		1期					2期					
	個人県民税			1期		2期		3期			4期		
村税	個人村民税			1期		2期		3期			4期		
	固定資産税	1期			2期			3期		4期			
	軽自動車税	全期											
	国民健康保険税				1期		2期		3期		4期		

国税	相続税	相続開始のときから6か月以内
	贈与税	贈与のあった年の翌年の2月1日から3月15日まで
県税	不動産取得税	随時
	自動車取得税	自動車を取得したとき
村税	木材引取税	随時